

了鳥取県公報

目

平成14年5月21日(火) 第7384号

每週火:金曜日発行

告	示	廃川敷地等の生成 (309) (河川砂防課)	1
教委台	告示	定例教育委員会の招集 (11) (総務福利課)	2

調達公告 随意契約の相手方の決定 (2件) (広報課)2

次

告 示

鳥取県告示第309号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規 定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川砂防課及び鳥取地方県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成14年5月21日

鳥取県知事 片 山

- 1 河川の名称
 - 一級河川千代川水系湖山川 (湖山池)
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成14年5月21日

- 3 廃川敷地等の位置
 - 鳥取市福井字下灘ノ二2000 3地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 2,451.20平方メートル
- 5 河川法施行法 (昭和39年法律第168号) 第18条の規定によりなお効力を有するものとされる同法第1条の規 定による廃止前の河川法 (明治29年法律第71号) 第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受け ようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第11号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年5月21日

- 1 日時 平成14年5月22日 (水) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- (2) その他

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月21日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
 - (1) 施策情報
 - (2) 生活情報
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年4月1日
- 4 契約の相手方の 株式会社新日本海新聞社

名称及び所在地 鳥取市富安二丁目137

- 5 契 約 金 額 次に掲げる価格の合計額
 - (1) 1の(1)は、37,675,968円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (2) 1の(2)は、225,000円 (単価/半5段) 又は450,000円 (単価/全5段) にそれ ぞれの単価ごとの年間の掲載段数を乗じ、かつ、1.05を乗じて得た額の合計額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、お詫び・訂正記事及び職員募集記事を掲載する場合は、該当記事 1 センチメートル×1 段当たり13.500円を加算する。

- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部広報課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月21日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達件名及び数量 県政広報番組「とりっ子倶楽部」の制作及び放送

2 契約方式随意契約

3 契 約 日 平成14年4月1日

4 契約の相手方の 株式会社山陰放送

名称及び所在地 米子市西福原一丁目 1 - 71

5 契 約 金 額 33,180,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第

1号に該当

7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部広報課名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月21日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量

ア ノート型コンピューター 187台

イ レーザープリンター 23台

ウ ソフトウェア ライセンス数30

(2) 借入物品の仕様 入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年8月1日から平成18年7月31日まで

(4) 納入期限

平成14年7月31日 (水)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからウまでに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加資格
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成14年鳥取県告示第64号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
 - (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成14年5月21日 (火) から同年7月1日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付出第157号) 第3条の規定による指名停止措置を受け ていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部電子県庁推進課

- 4 入札手続
 - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部電子県庁推進課開発担当

電話 0857 - 26 - 7614

- (2) 入札説明書の交付方法
 - (1)の場所で交付する。
- (3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年7月1日 (月) 午後1時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年6月27日 (木) 午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年6月17日(月) 正午までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Notebook Type Computer 187sets

Laser Beam Printer 23sets

Software 30sets

- (2) June 17, 2002 12:00 PM: Time limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 1,2002 1:30 PM: Time limit for submission of tenders

June 27, 2002 5:00 PM: Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: Eletcronic Service Promotion Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL: 0857 - 26 - 7614

	6	平成14年 5 月21日	火曜日	鳥	収	県	公	 第7384号
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								
ı								